

日本赤十字看護大学障がい学生支援委員会及びさいたま障がい学生支援委員会規程

(目的)

第1条 日本赤十字看護大学障がい学生支援の基本方針に基づき、全学的な障がい学生支援の推進を図るとともに、障がい学生支援に関する学内調整を行ない具体的な支援計画を策定することを目的として、本学に障がい学生支援委員会及びさいたま障がい学生支援委員会（以下「委員会」という）を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学生生活・就職支援委員会委員及びさいたま学生生活・就職支援委員会委員 若干名
- 2 委員会の委員長は、学長が任命する。
- 3 委員会が必要とする場合は、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じ新たに委員を補充する場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

第4条 委員会は、適宜開催し、委員長が招集する。

- 2 委員長が緊急の協議が必要であると認めたときは、臨時に委員会を開催することができる。
- 3 委員の過半数の者から協議事項を示して要求のあったときは、臨時に委員会を開催しなければならない。

(定足数・議決)

第5条 委員会の定足数は、委員の3分の2以上とする。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

(協議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 支援体制に関する事項
- (2) 施設・設備の整備に関する事項
- (3) 支援の申し出に関する事項
- (4) 具体的な支援に関する事項
- (5) 支援に係る学内の組織・構成員との調整に関する事項
- (6) その他障がい学生の修学支援に関する事項
- 2 前項に掲げる事項に関し、看護学部、さいたま看護学部及び研究科で調整を要する場合は、各障がい学生支援委員会と協議する。
- 3 委員会が必要とする場合は、部会を設けて各事項の協議に必要な諸作業にあたることができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、事務局が行う。

- 2 委員会には、必要に応じて幹事を置くことができる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が合同教授会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月 日赤看大第1254号）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の名称は、「日本赤十字看護大学障がい学生支援委員会規程」から「日本赤十字看護大学障がい学生支援委員会及びさいたま障がい学生支援委員会規程」に改称する。